(趣旨)

第1条 この要綱は、判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者(以下「認知症高齢者等」という。)の福祉の増進を図るために、民法(明治29年法律第89号)で定める成年後見制度について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求(以下「審判請求」という。)その他必要な支援について定めるものとする。

(審判請求の要件判定)

- 第2条 市長は、審判請求を行うに当たっては、認知症高齢者等の次に掲げる事項について総 合的に考察して行うものとする。
 - (1) 事理を弁識する能力の状況
 - (2) 生活状況及び健康状況
 - (3) 配偶者及び2親等内の親族(以下「配偶者等」という。)の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性並びに当該配偶者等の審判の請求を行う意思の有無
 - (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による認知症高齢者等に対する支援策の効果の状況
- 2 前項第3号の規定にかかわらず、3親等又は4親等の親族が審判請求を行うことが明らか であるときは、市長は審判請求を行わないものとする。

(審判請求に要する費用の負担)

第3条 市は、市長が行う審判請求について、家事事件手続法(平成23年法律第52号)第 28条第1項の規定に基づき、審判請求に要する費用(以下「審判費用」という。)を負担 する。

(審判費用の求償)

- 第4条 市長は、前条の規定に基づき市が負担した審判費用の求償権を得るため、家事事件手 続法第28条第2項の規定に基づく審判請求費用の負担に関する申立を、家庭裁判所に対し て行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により求償権を得た場合は、その者に対して当該費用を求償するもの とする。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(請求の手続)

第5条 審判請求に係る申立書及び添付書類の様式、予納すべき費用の額並びにその他の手続 は、家庭裁判所の定めるところによる。

(報酬の助成)

第6条 市長は、家庭裁判所による家事事件手続法別表第1の13の項、同表31の項及び同表50の項に規定する報酬の付与の審判(以下「報酬付与審判」という。)において決定された後見人、保佐人又は補助人(以下「後見人等」という。)の報酬について助成することができる。

(助成金の支給対象者)

- 第7条 助成金の支給対象者は、家庭裁判所の審判により後見、保佐又は補助が開始された者 (以下「被後見人等」という。)で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。 ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。
 - (1) 後見人等が民法第725条に規定する親族でない者
 - (2) 次のいずれかに該当する者。ただし、他市区町村において、本要綱の制度と同様の制度 が適用される者を除く。
 - ア 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住 民基本台帳に記録されている者(他市区町村の市区町村長が措置権者若しくは生活保護 の実施機関である者又は他市区町村が介護保険の保険者若しくは自立支援給付の実施主 体である者を除く。)
 - イ 市長が措置権者若しくは生活保護の実施機関である者又は本市が介護保険の保険者若 しくは自立支援給付の実施主体となっている者
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第6条第1項に規定する被保護者
 - イ 後見人等の報酬を負担することが困難であると市長が認めた者
- 2 前項に規定する支給対象者が死亡し、かつ、後見人等が支給対象者の相続人又は相続財産 管理人から報酬を受領することができない場合は、後見人等を支給対象者とすることができ る。

(助成金の支給額)

- 第8条 助成金の支給額は、第6条に規定する報酬の額と次の各号に掲げる額のいずれか少ない額とする。ただし、同一の月に在宅の日と施設入所の日が混在する場合は、当該月は第1号の額を上限とする。
 - (1) 在宅 月額28,000円
 - (2) 施設入所 月額18,000円
- 2 前項に規定する施設入所の対象となる施設は、次に掲げるものとする。
 - (1) 生活保護法に規定する保護施設
 - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12 3号)に規定する障害者支援施設及び療養介護を行う病院その他厚生労働省令で定める施 設
 - (3) 老人福祉法に規定する老人福祉施設(軽費老人ホームを除く。)

- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号) に規定する介護保険施設及び健康保険法(大正11年法律第70号) 附則第130条の2に規定する介護療養型医療施設
- (5) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する医療提供施設(3か月を超えて入院した場合に限る。)
- (6) 前各号の類似施設で市長が認める施設

(助成金の支給の申請)

- 第9条 助成金の支給の申請をしようとする者は、報酬付与審判により家庭裁判所が後見人等の報酬を決定した後に、鹿児島市成年後見人等報酬助成金支給申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 助成金支給対象者の資産等の状況に関する書類
 - (2) 報酬付与審判に関する家庭裁判所の決定書等助成の支給申請額、内訳等に関する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の支給の決定)

- 第10条 市長は、前条の申請があったときは、家庭裁判所の審判の結果、本人の負担能力等 を総合的に考察の上、審査を行い、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定するもの とする。
- 2 市長は、前項の規定により、助成金の支給の可否、助成金の支給額等を決定したときは、 その決定の内容を鹿児島市成年後見人等報酬助成金支給(不支給)決定通知書(様式第2) により、申請者に対して、通知するものとする。

(助成金の支給)

第11条 市長は、前条の規定により助成金の支給を行うことを決定したときは、当該助成金 の支給対象者に対し、助成金を支給するものとする。

(助成金の返環)

- 第12条 助成金の支給を受けた者は、次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金 に相当する金額を返還しなければならない。
 - (1) 助成金の支給対象者、後見人等、親族その他の関係人が後見人等の報酬の助成に関し虚偽の申出をしていたとき。
 - (2) その他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。

(その他)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(成年後見制度における市長の審判請求に関する要綱及び成年後見制度に係る後見人等の報酬助成実施要綱の廃止)

- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 成年後見制度における市長の審判請求に関する要綱(平成14年5月1日制定)
 - (2) 成年後見制度に係る後見人等の報酬助成実施要綱(平成14年5月1日制定) (経過措置)
- 3 この要綱の施行の日前に、廃止前の成年後見制度における市長の審判請求に関する要綱に 基づきなされた審判請求その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。
- 4 この要綱の施行の日前に、廃止前の成年後見制度に係る後見人等の報酬助成実施要綱に基づきなされた助成金の支給の決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた行為とみなす。
- 5 第6条の場合において、市長が審判請求を行っていない場合は、この要綱の施行の日前に 実施した後見、保佐及び補助の事務に係る報酬については、同条の規定による助成は行わな い。

(生活保護法による保護の基準改正に伴う経過措置)

6 平成30年9月30日において生活保護受給者であった者で、同年10月1日施行の生活 保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号。以下「基準」という。)の改 正に伴い生活保護を廃止されたもの(改正前の基準であれば生活保護を廃止されなかったも のに限る。)については、生活保護の廃止日から当分の間、第7条第1項第3号アに規定す る者とみなす。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類は、この要綱による改正後のそれぞれの要綱に規定する様式により作成された書類 とみなす。

鹿児島市成年後見人等報酬助成金支給申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

鹿児島市成年後見制度利用支援事業実施要綱第9条の規定に基づき、次のとおり成年後見人 等報酬助成金の支給を申請します。

申請者(被後見人等)	フリガナ						- W - P - KY				
	氏	名					後見等の類型	後	見 ・ 保佐	佐・ 補助	
	住	所	₸								
守)	生年月日			年	月	日	電話番号				
後見人等	フリガナ							弁	護 士・	司法書士	
	氏	名					職業等	社会	会福祉士 •	行政書士	
								その)他()	
	住	所	₸								
	生年月日			年	月	日	電話番号				
申	請	額									
助成対象期間				年	月	日から		年	月	日まで	
申	請事	由									
添	(1) 助成金支給対象者の資産等の状況に関する書類 (2) 家庭裁判所の決定書等助成金の支給申請額、内訳等に関する書類 (3) その他市長が必要と認める書類								書類		

年 月 日

様

鹿児島市長

鹿児島市成年後見人等報酬助成金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等報酬助成金の支給の可否について、 次のとおり決定しましたので通知します。

決	定内	容			支給決定	•	•	支給却	下			
助成金支給額												
支給対象期間				年	月	日から)	年	月	日まで		
支給対象者	フリ氏	ガナ 名					生年月日		年	月	日	
	住	所	Ŧ					•				
後見人等	フリ 氏	ガナ 名					生年月日		年	月	日	
	住	所	₸					1				
却下・減額理由												
支 給 条 件			次に掲げる事由に該当する場合は、支給された助成金に相当する金額を返還しなければならない。 (1) 助成金支給対象者、後見人等、親族その他の関係人が後見人等の報酬の助成に関し虚偽の申出をしていたとき。 (2) その他不正の手段により助成金の支給を受けたとき。									